

持続可能な社会づくりに向けて 何が求められるか： —地球市民の視点

廣野良吉
成蹊大学名誉教授、政策研究大学院
客員教授、ESD-J顧問

2008年11月16日
エクセル東急ホテル・金沢

1

概要

1. はじめに
2. 持続可能な開発(SD)に対する国際社会の取り組みの変遷
 - 1) 1940年代—1960年代
 - 2) 1970年代—1980年代
 - 3) 1990年代—2000年代
3. 1980年代に始まったSDをめぐる世界の2大潮流：
 - 1) 環境・社会的公正vs経済開発・成長
 - 2) 貧困削減—>環境・社会的公正vs 経済開発—>環境・社会的公正

2

4. 国のESDの現状と期待(国政立案・実施関係者に対して)
 - 1) 課題の設定
 - 2) 目標の照準化と政治的決意
 - 3) 具体的目標の達成のための国内制度改革と国際的枠組みの導入
 - 4) 具体的措置での多様性の尊重
 - 5) 総ての関係主体の平等な参加
 - 6) 途上国への配慮
 - 7) 国際条約履行のための国際機関の統合と有機的連携
5. 国内外各地域のESDの現状と期待(地域政策立案・実施関係者に対して)
 - 1) 中央政府と政府機関

3

- 2) 地方自治体と関連機関
- 3) 産業界、業界団体と個別企業
- 4) 学界と研究機関
- 5) 幼稚園、小・中・高等学校等教育機関
- 6) NPO、NGO等市民団体
- 7) 個人と家庭
6. Quo Vadis
 - 1) ESD国連10年(2005—2014)の中間地点における国連ESD実施計画の前半成果の評価と後半計画の策定と効果的な実施
 - 2) ESD国連10年(2015—)以降のESD活動の展開

4

2. 持続可能な開発(SD)に対する国際社会の取り組みの変遷

- 1) 1945—1960年代
先進国の経済復興と開発途上国の経済開発の促進が中心的課題(SDの無視)。
- 2) 1970年代—1980年代
世界経済の持続的成長と途上国の経済・社会開発：国内・国際経済社会体制の改革の促進(SDへの芽生え)。
- 3) 1990年代—2000年代
世界の経済・政治・社会のグローバル化の下における持続的な経済成長、貧困削減、社会福祉・教育の増進、ジェンダー平等(社会的公正)、生態系の保全等の数値目標化(SDの主流化への合意と新世紀目標『MDGs』の採択)。

5

3. 1970年代に始まったSDをめぐる世界の2大潮流：中間派に軍配

- 1) 環境・社会的公正vs経済開発・成長(主に先進国の議論)
環境・社会的公正優先派：先発先進諸国(西欧)
経済優先派：後発先進諸国(米国、日本等)
中間派：環境保全・社会的公正と両立する経済開発・成長を目指す。(国際的合意)
- 2) 貧困削減— 環境・社会的公正vs 経済開発—
環境・社会的公正(主に途上国と国際社会での議論)
環境・社会的公正優先派：貧困が環境破壊の主要因。
経済開発優先派：成長なくして分配なし。
中間派：経済開発は貧困削減に必ずしも連動しない、
貧困削減だけでは必ずしも環境保全に連動しない。

6

4. 国レベルでのESDへの取り組みの 現状と期待

- 1) 課題の設定: 人権擁護、貧困削減、環境保全、社会的公正、世界平和等の達成を目標とする「持続可能な社会・未来を創造する力をはぐくむ教育・学習」(個性の尊重、寛容、愛・相互扶助、個の自立、不正の拒絶等)
- 2) 目標の標準化と政治的決意: 具合的には、1992年の地球サミットでのアジェンダ21、2000年の新世紀開発目標(MDGs)、2002年のWSSDでの政治宣言・行動計画等に基づいた国内・国際実施計画の策定と実行。
- 3) 具体的目標の達成のための国内体制の整備と国際的枠組みの導入: 国内的には、SDの経済社会開発基本戦略への主流化とESDの教育基本計画への主流化。
a) 「国連ESD10年」の国内実施計画の策定と省庁連絡会議・推進センターの設置; b) 2015年末までにMDGs達成のための中長期的国際協力計画の明確化。

7

国際的には、a) 2014年末までに国際ESD実施計画の達成; b) 2015年以降のSDおよびESDに関する新しい国際的な枠組みの導入と具体的目標の設定。このためには、G8とG20(G8+中国、韓国、インド、ブラジル、メキシコ、南アフリカ等新興国)による指導力。

- 4) 具体的措置での多様性の尊重: 各国のESD実施計画については、各国の経済・政治・社会的特性を尊重しつつ目標年次での具体的目標の達成・成果が重要。
- 5) 総ての関係主体の平等な参加: ESDに関与する中央・地方政府、産業界、学界、教育機関、NGO/CSO、家計等各主体の幅広い参加と密接な連携が不可欠。
- 6) 途上国への配慮: 「平等かつ差異ある責任」という一般特惠関税制度(GSP)と国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)で認められた原則の国際的ESD計画実施上の適用。
- 7) 国際条約履行のための国際機関の統合と有機的連携。

8

5. 国内各地のESDの現状と期待(地域政策立案・実施関係者に対して)

- 1) 世界各地のESD活動の現状
 - ① 世界の多くの国々で、多種多様な地域レベルのESD取り組みが多々観察。参加主体も多種多様。
 - ② 実施拠点として国連大学が主導したRCE(Regional Centres of Expertise on ESD)と言う組織形態をとっているところは、現在世界では74箇所、日本国内では6箇所。
 - ③ RCEと言う形をとらずに、地域レベルで自発的な連携組織を設立し、ESD活動を推進している場合が大半。
 - ④ 各市町村や複数市町村にまたがる広域地域で、地方自治体、大学、研究機関、小・中・高等学校等教育機関、博物館、美術館、公民館、NGO/CSOが連携して、地域

9

のESD活動を推進。

- ⑤ 先進諸国のRCEや地域ESD活動では、人権教育、環境教育、国際理解教育、平和教育、開発教育等が主軸。
- ⑥ 途上国のRCEや地域ESD活動では、貧困削減、文盲撲滅、感染症対策、こどもの権利、ジェンダー擁護等を主軸とした学校・社会教育活動の推進が大半。
- ⑦ 先進諸国では、地域ESD活動が中央政府や州政府(県庁)、国際機関との共催が多い。途上国の場合には、これらの機関は地域ESD活動を側面から資金的、技術的に支援。
- ⑧ 日本国内でも、各地におけるESD授業デザインプロジェクト公開研究会の開催を始め、いくつかの優れた事例がある。(ESD-Jの「ESDレポート」を参照)。

- 2) 国内各地のESD活動をめぐる期待
A. 中央政府と政府機関

10

- ① 中央政府の縦割り行政をそのまま各地域で反映しないように、省庁ESD連絡会議・閣議において政府の対地域ESD支援活動での意思統一を図ること。
- ② 地域の各主体が、地域レベルで積極的に参加できる仕組みづくり、特に企業の社会的貢献活動やNGOの活動等に対する税制上のインセンティブをはじめ、地方自治体、学界、NGO等への資金的支援の強化。
- ③ 「地域ESD実施計画」の円滑な運営と最大の成果が上がるように、「地域ESD基金」を導入し、実施計画の多様性、各地域の自立性、自主性の確保のために、自主的運営(例えばRCEによる)が絶対必要。

B. 地方自治体と関連機関

- ① 地域社会で活動する各主体の平等な参加に基づいた、各地域の特性に基づいた「地域ESD実施計画」の

11

立案と実施のためには、ESD推進拠点としてのRCEのような地域包括的な組織の立ち上げが不可欠。

② 自治体のグリーン購入や省エネ公共施設への改築・新築、環境保全活動、地元国際交流協会・センター等との協力による国際理解・協力活動、地元商店街との町おこし連携活動、学校・社会教育活動等の推進を通じて、ESDに関する市民や地域産業界の意識・関心を高めることが肝要。他の市町村のRCEとの密接な連携、合同プロジェクトの推進も肝要。

③ 特に、図書館、美術館、演劇芸能館、文化会館等は、地域ESDの普及に努める機関として最適。これらの公的機関では、東京都科学未来館で実施しているように、「人間が自然の循環システムを破壊している現実を見つめながら持続可能な社会を作るための最先端科学技術を、様々な仕掛けやアニメーションを使って紹介する」(朝日新聞10月22日夕刊)ことが肝要。

12

C. 産業界、業界団体と個別企業

- ① 各企業は地域の個別業界団体、商工会議所、青年会議所、あるいは「持続可能な開発のための日本評議会」(JCSD)等を通じて、さらに単独で「地域ESD実施計画」の策定・実施に積極的に参加すること。
- ② 「企業内ESD憲章・ガイドライン」を作成して、従業員研修でSD講座を導入し、SD・ESDについての従業員の認識を高めること。
- ③ ISO14001の認証取得がもつ従業員に対する環境教育効果は大であるが故に、この取得に務める。
- ④ 若手従業員の青年海外協力隊や地域ボランティア活動への参加のための休暇制度の活用は、地域・国際社会に対する企業の社会的貢献に大きく貢献。
- ⑤ 環境報告書を公開する企業が増えているが、一部の企業の例に倣って「サステナビリティ報告書」への転換を期待。

13

D. 学界と研究機関

- ① SD/ESDの諸問題に深く関わってきた学者・研究者集団(大学を含む)は、科学的知見に基づいて、積極的に「地域ESD実施計画」の立案・実施への討論過程へ参加することが肝要。
- ② 学会、大学・研究機関等で経済・社会・環境的サステナビリティ講座の強化と大学間連携はもちろんのこと、地方自治体や地域社会で活動する企業とのコンソーシアムの設立・運営も肝要。
- ③ 小・中・高等学校レベルでの教育が暗記方式に基づく受験勉強中心を抜本的に改革するためには、入学試験では、海外の有名大学で実施しているように、高等学校での学業成績とスポーツ等を含めた課外活動、ボランティア活動への参加に加えて、自然・社会・人文科学分野における特定課題についてのエッセイを課し、受験生の自発性、発想性、論理性、意思伝達能力を一層重視して可否を決めるESD方式への転換が肝要。

14

E. 幼稚園、小・中・高等学校等教育機関

- ① 各レベルの教育機関では、学内向けESDを導入すると共に、教師、学校管理者・職員のSD意識の向上を図ること。
- ② 学校教育では自然観察のみならず、社会科教育等でも体験教育を導入し、各生徒が自由な発想に基づき、自分で問題を発見し、その解決策を科学的知見に基づいて考え、最適解については、積極的討論を通じた合議によるという勉学方式の普及が不可欠。
- ③ 学校でのクラブ活動もSD/ESD意識向上の絶好の機会。

F. NPO、NGO等市民団体

15

- ① 地域レベルのマルチステークホルダー一会合に参加してきたSD/ESDに深い関心と経験を有する各地域のNGO/CSOが、個別的に、あるいは地域別NGO/CSO連絡協議会、RCE、ESD-J等を通じて、国・国際レベルの会合に積極的に参加して、各地、各分野で展開されている多くの試みを発信・交流することが不可欠。
- ② このような行動を通じて、地域のNGO/CSOの体質強化、国内・国際的連帯意識の向上、ネットワークの強化に資することが肝要。

G. 個人と家庭

- ① 教育は家庭から始まるといわれているように、個人レベルのSD/ESDへの意識改革や日常の実践は、親の子ども養育、家計者としての消費・貯蓄・投資行動如何に関わっている。

16

- ② 食事時の団欒、日常の買い物活動、週末の家族旅行、地方自治体や教育機関や文化的施設が提供する文化・スポーツ的プログラム、自然観察活動への参加、カブスカウトやボーイ・ガールスカウト、国際交流団体等NPO/NGOが組織する植樹・街路清掃・難民救済・孤児支援活動等への家族ないし子どもの参加等を通じて、家族成員すべてのSD/ESD意識の向上に努める。
- ③ 個人の消費行動、たとえば省エネ住宅、エコカー、太陽光発電・温水器、公共交通手段の利用等、環境に優しい商品・サービスの購入、途上国の貧困削減を初めとする国際協力活動に貢献する貯蓄制度(例:ボランティア郵便貯金)や国内外での環境保全活動支援のための地球環境基金への寄付、さらに社会的責任投資行動(例:グリーン証券、地球温暖化防止証券投資)への税制上の優遇措置も、SD/ESD意識の向上へ貢献。

17

6. Quo Vadis

1) 国連ESDの10年前半期(2005-09年)の成果の評価と後半期(2010-2014年)の実施計画の策定と活動強化:

- ① 地域、国、国際レベルでのESD実施計画の成果を客観的に評価し、その教訓に基づいて、後半期のESD実施計画を練り直し、効率的に実施することが肝要。2009年3月のベルリン会合での前期ESD実施計画の国際レベルでの中間評価を意義深いものにするためにも、各主体、各分野、各地域、各国等レベルでの同種の会合も必要。
- ② 上記4の原理・原則に基づいた後期ESD実施計画の立案と効果的な実施のためには、強い政治的決意の表明の場が不可欠。そのためには、地域、国、アジア地域等レベルでも、あらゆるステークホルダー参加の下

18

で「国連ESD10年」の中間決起大会を開催することが望まれる。

2) ESD国連10年(2010—2014年)後の実施計画の策定と活動強化:

① 2002年のヨハネスブルグでのWSSDで国連ESD10年の決議を提案し、同年12月国連総会での決議の重要な共同提案国の一つとして、わが国は2014年の「国連ESD10年」の終結に伴い、国連との共催による世界ESD大会の開催を提案し、2015年以降の持続可能な社会の創造を着実に推進するために、国内外におけるESDの一層の充実化を図ることが期待される。各国、および世界のESD活動の目標の優先度が現在と変るのは当然。

② 国連の下で「世界ESD基金」を、各国内では官民協力によってESD基金を設立し、上記の2015年以降の国内外の「ESD実施計画」を支援。

19

ご静聴有難うございました。

会合後の質問等は
以下のメール・アドレスへお願いします。

ryokichi@iea.att.ne.jp

20